

## 条例の基本的事項の修正について

平成16年7月29日  
第6回検討委員会

= 会長 , = 委員 , = 事務局

**1 目的**

福岡市の「共働」は、行政と市民が対等のパートナーというイメージであり、市民の役割が非常に大きく、期待されているという感じがする。そう考えた場合、「参加」という言葉は出てくるが、「参画」という言葉が『基本理念』や『市民の役割』などの部分も含めて出てこないというのは、何か足りないという気がする。

「参加及び参画」とした方がいいのではないか。ある活動団体に、参加して活動する場合もあれば、参画して活動する場合もあると思う。

市民がまちづくりにどういう関わり方をするかという時に、「参画」という表現だと、かなり強い印象を受ける。

「参加及び参画」だと、「参加し、さらに参画する」ということになるので、「参加や参画」の方がいいのではないか。

「参加」と「参画」を分けてもいいのではないか。

「参加及び参画」では、少しごわごわした感じがする。「参加」というのは当然であって、ここでは、さらに一步踏み込んで「参画」という言葉を使うんだとした方がいいような気がする。「参画」をあまり軽く使うと、参加と同じ意味になってしまうのではないか。「参画」という言葉を使う時は、相当な覚悟でやるというニュアンスが含まれていると思う。

「参加」と「参画」を使い分けたとして、これらが条例案の中に散らばるとなると、意味がわからなくなるので、『目的』の部分に両方とも入れた方がいいと思う。我々の思い入れで使い分けても、読む人に伝わるかどうかわからない。もし、「参加」と「参画」を使い分けることに重きを置くのであれば、「参加や参画」とするか、ふわっとしたところには「参加」を、覚悟のメッセージを出すところには「参画」を使うのがいいのではないか。

「参加」と「参画」を厳密に読み込めるかという問題もある。また、あまり「参加」を緩やかに使うと、どういう言葉遣いをしているのかがわからなくなる。したがって、「参加と参画」のコンビで使うか、どちらか一方だけを使うのがいいのではないか。

『目的』の部分で「参加」と「参画」の使い分けをきちんとして、あとの部分で「参加」あるいは「参画」をどう使うかは、事務局で案を作って欲しい。

#### 修正

- ・ 「参加や参画」に修正

変更前	市民一人ひとりの自治に係る意識，意欲を高めるとともに，より多くの市民の <u>参加</u> を得て，自治会・町内会等の自治組織，NPO，ボランティアなどによる市民公益活動の活性化を相互に図り，
変更後	市民一人ひとりの自治に係る意識，意欲を高めるとともに，より多くの市民の <u>参加や参画</u> を得て，自治会・町内会等の自治組織，NPO，ボランティアなどによる市民公益活動の活性化を相互に図り，

#### 他の部分の整理

- ・ 3 基本理念 - (4) ~ 修正  
「目的・課題を共有し，相互に参加や参画することにより」
- ・ 4 市民の役割 - (2) ~ 現行どおり  
「主体的に市民公益活動に参加・協力するよう努める」
- ・ 5 市民公益活動団体の役割 - (4) - ア ~ 現行どおり  
「より多くの市民の参加による活動を継続的に促進し」
- ・ 7 学校の役割 ~ 現行どおり  
「市民公益活動に参加・協力するよう努める」

自治都市・福岡」というものが市民の中に、どのような意識として入っているのだろうか。これが条例の最初の部分である『目的』の中に出てくると、そのためにまちづくりをしなければならないのか、ということになると思うのだが。

かつて、福岡の都心部が「自治都市・博多」と形容されたことを連想する。分解した言葉を並べるよりも、「自治都市・福岡」の方がわかりやすいと思う。

福岡は中世において自治都市だったというのが誇りであり、そういったことがここで表現できるのはいいことだと思う。ただ、「実現」という言葉だと、そこがゴールのようなイメージになる。「自治都市・福岡」は永遠の課題かも知れないので、「築く」の方がいいのではないか。

「自治都市・福岡」という言葉は、【新・基本計画】で打ち出された言葉であり、それと連携した条例でもあるので、この言葉自体は残しておいた方がいいのではないか。そのうえで、『「自治都市・福岡」を築くことを目的とします』ということでもいいか。

#### 修正

- ・ 「「自治都市・福岡」を築くことを目的とします。」に修正

変更前	もって市民と行政の共働によるまちづくりを推進し、「自治都市・福岡」の <u>実現に寄与</u> することを目的とします。
変更後	もって市民と行政の共働によるまちづくりを推進し、「自治都市・福岡」を <u>築く</u> ことを目的とします。

## 2 定義

「学校」については、「参加」という表現であっても異論がある。「学校」が地域の中にあって、その地域で生活する子どもたちがそこで学んでいくというのは当然のことだと思うが、「学校」の設置された目的は、学校教育法をみても、小学校は心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とするとなっており、中学校も同様な目的が掲げられている。この目的の中には、まちづくりに参加をするという表現はどこにもない。

実態として、博多部などでやっているように、「学校」と地域との交流があるわけだし、法を持ち出すことではないと思うが。

この条例において、「学校」が役割を担うことになると、学校運営そのものに関わってくる問題なので、運営に支障をきたしたり、学校がまちづくりに貢献するということを前提に、地域からいろいろなアプローチが来るのではないか。教育基本法に沿って子どもたちを育てていくうえで、どうあるべきかを考えなければならない。子どもたちに学ばせるために、地域に出したり、地域の人から協力を得るとするのは当然であると思うが、学校そのものがまちづくりに貢献せよというのは、問題ではないか。

「共働」の定義の部分で、「お互いの役割を認め合いながら」という表現があるので、これで十分尽きるのではないか。地元が「学校」に対して無理な要求を行っているとは聞いたことがない。むしろ、学校の方が地域に出て行ってもいいものだろうかと躊躇しているとは聞く。「学校」は教育基本法に基づく教育機関としての使命が最たるものであることは、地域でも十分承知しているので、心配しなくてもいいのではないか。

大学も小・中学校、幼稚園も、法に基づいた同じ「学校」である。したがって、それぞれの学校が法に基づいて決めた方針が、条例よりも優先することになるので、心配しなくてもいいのでは。

小学校が小学校としてまちづくりに関わっていく方法は、いろいろあるのだし、なぜまちづくりに参加・協力することがいけないのかという気がする。

大学まで含めて「学校」が必要なのかと言っているわけではない。義務教育諸学校を含める必要があるのかという点での意見である。学校がボランティア活動に参加することが、まちを良くする一環であり、もっと授業の中に取り入れるべきだとの意見が地域から出てきた時に、今の学校現場の状況から、学校として考えられないと本当に言えるのだろうかという点で言っているのである。そうではないとこの場では論議しているが、条例が成立してしまえば、言葉だけになるので、本当に学校現場や地域に理解されるのだろうか。結果的に子どもたちが授業中であろうと放

課後であろうと、否応なしに参加させられることになるのでは。

子どもを教育するとは何かということ、まちづくりに対して関心を持ったりすることも、一つのテーマであると思う。この条例案でも、「共働」の定義の中で「お互いの役割を認め合い」と言っているし、「学校の役割」の中でも「本来の活動に支障のない範囲内において」と言っているので、「学校」が強制的にまちづくりに参加させられることはないと思う。また、地域が学校に関心を持ちながら、学校の教育の中身に関わるということではなくて、学校がいろんなことをすることによって、地域の教育力や家庭の教育力を高めることにもなる。だから、この条例により、学校本来の活動ができなくなるということにはならないと思う。

子どもを出すなという方向だと、まちづくりそのものがしぼんでしまう。まちづくりは、いろんな行事を通して、隣近所がお互いに仲良くなり、意見が出せるようになるための基盤づくりであって、それが当面の急務である。そういうことからすれば、この条例が一つの契機になると思う。学校は学校の目的に沿いながら、子どもたちを行事でかり出すことのないよう、地域も大事にしなければならない。まずは、みんなで頑張っていこうという精神的な部分での協力が大事である。

これまでの議論を踏まえて、今回、事務局から「学校」に関する表現が用意されたわけだが、この表現でよろしいか。

(多数)はい。

原案どおり

事務局提案

(2) - 工

変更前	その他公益を害するおそれのあるもの。
変更後	( 削除 )

理由

工の規定があることで，ア，イ，ウが「公益を害するおそれがあるもの」となってしまうため。

(3)

変更前	自治会・町内会等の自治組織をはじめ，NPO，ボランティア団体などの <u>団体</u> であって，市民公益活動を継続的に行う <u>もの</u> をいいます。
変更後	自治会・町内会等の自治組織，NPO，ボランティア団体などの， <u>主として</u> 市民公益活動を継続的に行う <u>団体</u> をいいます。

理由

「主として」を加えたのは，市民公益活動を少しでも行っているならば，宗教，政治，選挙活動を主体的に行っている団体まで「市民公益活動団体」として認めることになるため。他の部分は文言の整理。

(4)

変更前	営利を目的とする事業を行う法人・個人をいいます。
変更後	営利を目的とする事業を行う，法人， <u>その他の団体</u> ，個人をいいます。

理由

法人以外の任意の団体も想定されるため。

### 3 基本理念

(4)と(5)の性格をもっと明確にしたほうがいいと思う。似ているような、似ていないような感じがする。

(5)を「目的・課題を共有し，相互に参加・参画することにより，その達成・解決を目指すこと」としたうえで，(4)と順番を逆にしてはどうか。

賛成である。まず，共有があって，理解があって，尊重があって，目指すがあって，行動するという流れのほうが過程がはっきりしていると思う。ただ，今の(4)の表現だと若干お節介っばいし，オチの部分としては物足りない感じがする。

確かに，(4)の「長所や資源を活かして」の部分はお節介のような気がするので，(1)から(3)までの部分で表現しておき，むしろ行動するという点に力点を置いた方がいいのかも知れない。

「パートナーシップ」という言葉が出てくるので，多少違和感があるのではないかと。「共働」により実践するんだということでスッキリさせたほうがいい。

#### 修正

- ・ (4)と(5)を入れ替え，文言を調整

変更前	<p>(4) <u>パートナーシップを深めながら，知恵や力をあわせ，長所や資源を活かして，共に努力して取り組み，行動すること。</u></p> <p>(5) <u>目的・課題を共有し，その達成・解決を目指して相互に参加・協力して取り組むこと。</u></p>
変更後	<p>(4) <u>目的・課題を共有し，相互に参加や参画することにより，その達成・解決を目指すこと。</u></p> <p>(5) <u>相乗効果を高めるため，多様な連携や共働を推進すること。</u></p>

## 4 市民の役割

『市民の役割』の部分について、「市民が、市民公益活動に関する理解を深めるよう努力する」という文言には若干の違和感を感じる。例えば、NPOやボランティア活動については、本来は自主的な活動であるのに、市民がそこに参加・協力するように努めなければならないといったことが、なじむのだろうか。

この部分は、前回の検討会での意見を踏まえ、参加するしないの判断も含めて市民が主体的にするという事で、挿入したものである。

「主体的に」となると、参加・協力することが望ましいということになるのではないか。

「主体的に」ということには、主体的に参加・協力しないことも含まれる。つまり、意識的にしないということも含まれる。なんでもかんでも参加・協力するのではなく、市民が自分で判断して参加・協力するということであり、いい表現だと思う。理解を深めることについては、みんながそうであっていいが、参加・協力するのは主体的でいい。自分自身で考えて、参加したり、参加を拒否するという意味が含まれているのでは。

参加を拒否することも主体的な関わりであると考えていいか。

そう思う。

原案どおり



## 5 市民公益活動団体の役割

(2)について、「公正性・透明性」を削除するとかえって抽象的になり、何のために「市民の理解及び協力が広く得られるように」するのかわからなくなる。他都市の条例にもあるように、具体的に、会計面や活動面での公正性や透明性が必要であると表現したほうがいいのではないか。

「その活動を行うに当たっては」を残すかどうかは別として、その後を「活動内容や運営状況など、市民の理解及び協力が広く得られるよう、公正性・透明性の確保に努めるものとします。」としてはどうか。

さらに言えば、「活動内容や運営状況」の部分に「成果」も含めたほうが、いいかも知れない。こういった趣旨含めて、(2)の部分については事務局で案を出して欲しい。

### 修正

- ・ 「公正性・透明性」を復活し、文言を調整

変更前	(2) 市民公益活動団体は、 <u>その活動を行うに当たっては</u> 、市民の理解及び協力が広く得られるよう努めるものとします。
変更後	(2) 市民公益活動団体は、 <u>活動内容や活動成果について</u> 、市民の理解及び協力が広く得られるよう、 <u>公正性・透明性の確保に努める</u> ものとします。

（3）について、「市民公益活動団体」の次に、また「市民公益活動団体」と出てきてくどいので、「市民公益活動団体は、団体相互の共働を」としたほうが良いと思う。

団体相互の共働だけでいいのか。目的を同じとする他の団体との「共働」も必要ではないのか。

他の団体との「共働」については、『基本理念』の部分でうたっているのですが、ここでは、『市民公益活動団体の役割』として、特に団体間同士の「共働」が必要とした方がよいのではないのか。

その場合でも、「目的を同じとする」というのは、必要ではないか。

【コミュニティの自律経営推進に関する提言】には、「多様な連携や共働を推進する」とあるが、そういう趣旨になるのではないのか。

「市民公益活動団体は、共働のまちづくりのため、多様な連携や共働を推進するものとします」としてはどうか。

「共働」もいいが「組織し」としてもいいくらいだ。

（3）の「団体相互の共働を積極的に図る」とは別に、「市や事業所などに連携を働きかける」というような役割が必要だと思う。

（3）の中で、続けて表現してもいいかも知れない。

#### 修正

- ・ 「団体相互の多様な連携」に修正
- ・ 「市や事業所などに連携を働きかける」の趣旨は、基本理念で表現しているため、原案どおり

変更前	（3）市民公益活動団体は、 <u>他の市民公益活動団体との共働</u> を積極的に図るよう努めるものとします。
変更後	（3）市民公益活動団体は、 <u>団体相互の多様な連携や共働</u> を積極的に図るよう努めるものとします。

## 8 市の責務

共働のパートナーとして、お互いの意識を高めるには、他は「役割」で市だけが「責務」ということで、果たしていいのだろうかという疑問である。

確かに「市の責務」というのは突出している気がするが、「市の役割」では少し弱いようにも思えるので、「市の果たす役割」としてはどうか。

「市の役割」のほうがいいのかも知れないが、「市のリーダーシップ」とは言えないか。

パートナーシップということで、市だけが特別扱いされるのには違和感があるというのもわかるが、他と全く同じというのもいかがと思う。行政としての役割があるわけだから、そういった部分が表現できればいいのだが。

これまでのやり方ではうまくいかないこの条例が必要になったと思うので、行政がきちんとするという意味で、本文に「責務」という言葉が入っていると、市民に対しても説得力があると思う。ただ、見出しに「責務」とあるのもどうかという感じがするので、『市の責任と役割』として、メッセージ性を持たせるのも大事ではないか。

さらに踏み込んで、『市の責任と職員の役割』としてはどうか。市は環境整備をしたうえで、職員が市民とパートナーになるという意識をはっきりする必要があるのでは。

行政も主体性を持って欲しい。パートナーシップによるまちづくりを進めるうえで、行政はリーダーシップをとることを業としているので、若干の義務が責務のようなものがあるのではないか。

本文中の「責務」には違和感はないが、見出しの部分が「役割」だと他と同じになりすぎて、腰を引かれるかも知れないという不安もある。

原案どおり

---

市という組織と、職員という構成メンバーに分けて書くのは難しいか。

これまでの条例では、市として一体のものという表現を使ってきたと思うが。

地域ともろにつきあっていこうという条例ならば、(3)の部分で、職員がもう少しどうしたらいいのかという行動指針が、うまく表現できればいいのだが。

地域にどんどん出て行くような職員を励ますような条例になって欲しい。

事業者は、事業者であって、市民でもあると意識しているのに、職員はいつまでたっても職員としか意識できていない。職員として、また、市民として一層意識改革を図るといところまで書き込めるといいのだが。

条例になじむのかなという気がする。市の施策に反映させて、実効性のあるものにしていけばいいのではないか。

原案どおり

---

## 事務局提案

(2)

変更前	市は、 <u>市民公益活動に関する施策の実施に当たっては、その活動の自主性・主体性を尊重するとともに、支援の内容及び手続きについて、公正さと透明性の高いものでなければならないものとします</u>
変更後	市は、 <u>市民公益活動の自主性・主体性を尊重するとともに、施策の実施に当たっては、その内容及び手続きについて、公正さと透明性の高いものでなければならないものとします</u>

理由

文言の整理（並び替え）

## 9 市の施策

### 事務局提案

(5)

変更前	( <u>財政上の措置</u> ) (5) 市は、市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進に関する施策を実施するため、 <u>必要な財政上の措置を講じるよう努めるもの</u> とします。
変更後	( <u>市民公益活動に対する助成</u> ) (5) 市は、市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進のため、 <u>市民公益活動に対し、予算の範囲内で助成することができるもの</u> とします。

#### 理由

8 - (1)において「市は、必要な施策を定め、これを実施する責務を有する」としており、この「必要な施策の実施」には、当然、財政上の措置が伴うこと、また、9では、8 - (1)を受けて、具体的に市が実施すべき施策を掲げている部分であり、「財政上の措置」では意味が大きくなってしまふことから、具体的な財政上の施策である「助成」に修正。

なお、「予算の範囲内で助成することができる」としたのは、助成は市民公益活動団体の活動が自立できるまでの措置であり、既得権化するようなものではないという、第4回検討委員会における意見を参考にしたもの。

(6)

変更前	<p>( <u>参入機会の提供</u> )</p> <p>(6) 市は、市民公益活動団体の専門性、地域性等の特性を活用することができると認められる業務については、市民公益活動団体に対して業務を委託する<u>など、行政サービスへの参入の機会を提供するよう努めるもの</u>とします。</p>
変更後	<p>( <u>市民公益活動団体の特性の活用</u> )</p> <p>(6) 市は、市民公益活動団体の専門性、地域性等の特性を活用することにより、<u>市民公益活動の活性化及び共働のまちづくりの推進を図ることができると認められる事業</u>については、市民公益活動団体に対して業務を委託<u>等</u>するよう努めるものとします。</p>

理由

「参入機会の提供」では、これまで参入が不可能だった分野について、市民公益活動団体にも参入の機会だけは提供しようという趣旨に取られるおそれがある。ここでは、市民公益活動団体の特性を活用することにより、市民公益活動の活性化及び共働のまちづくりの推進を図ることができると認められるような事業は、できる限り委託等していこうという趣旨であると思われるので、そのように文言を修正。